

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地
氏名 株式会社 鈴木商会
代表取締役 駒谷 僚

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 上田文雄



許可の年月日 平成23年 7月17日
許可の有効年月日 平成30年 7月16日

1 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類

- ア 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
イ 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
ウ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
(以上、3品目、ただし、産業廃棄物であるものを除く。)

(2) 積替え又は保管に関する事項

場所	面積	保管上限	産業廃棄物の種類
札幌市西区発寒15条13丁目1020番地182	1.65 m ²	0.93 m ³	上記1(1)イ (廃バッテリーに限る)
	0.60 m ²	0.046 m ³	上記1(1)ウ (廃バッテリーに限る)

2 許可の条件
無

3 許可の更新又は変更の状況

平成13年 7月17日 新規許可
平成18年 7月17日 更新許可
平成21年 1月27日 変更許可 (上記1(1)イ及びウの積替え保管の追加)
平成23年 7月17日 更新許可

4 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
有

書換交付

平成29年2月14日

事由

本店所在地の変更

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。